

| | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-----|-------|
| 2023-2024 年度 第 4 回 (一社)神奈川県建築士事務所協会 広報情報委員会 議事録 | | | |
| 開催日時 | 令和 5 年 1 0 月 2 7 日 (金) | 会 場 | WEB会議 |
| 出席者 (参集:○) (Web :W) | 副会長 W小松 委員長 W白川 副委員長 W長友 委員 櫻田・W庄司・鈴木・W工藤・W熊澤・W矢後・W杉本 | | |
| <p>1. あいさつ 小松副会長より</p> <p>2. 各種報告事項等</p> <p>(1) 前回議事録の確認</p> <p>(2) 10/25 広報情報委員会と業務支援委員会合同正副会議の報告</p> <p>①広報情報委員会の現状報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HP 制作委託業者を委員会にて決定し、契約の準備中。 ・相談 (確認) について <p>Q 1. HP 改定費用の相場観について (※日事連の補助金なし) 会員サポートセンターの設立後は、本会のメインHP 改修・メンバーページと 会員サポートセンターの統合を視野に入れている。 その際に神事協として捻出できる金額の相場観を知りたい。</p> <p>A 1. 1 0 0 万円以下程度</p> <p>Q 2. HP の保守管理費用の相場観について 委員会の担当者も都度変わることを考えると、HP の維持 管理は業者へアウトソーシングが望ましいと考えるが、神事協として月 5,500 円程度を 捻出することへの意識を伺いたい。</p> <p>A 2. マンション委員会では年 3 万円、景まちでは年 10 万円をHP 維持管理に計上しており、 問題ないように感じる。 問題としてはHP 制作物の著作権や会員ページの会員検索データが他のデータに技術的に 載せ替えることが難しいところにある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示事項 <p>次年度の委員会予算請求にHP 改定や維持管理の費用を盛り込み提示すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>○メンバーページには委員会議事録もあり、会員サポートセンターにはない項目のため、全て 統合は困難かと思う。</p> <p>A. 昔はクラウドサーバのサービスが無かったため、各社HP 上にクラウドサーバのようなもの を用意し運営していたが、現状はクラウドサーバやサーバのVPN接続等を用いたデータ 管理が一般的なため、そもそものデータ保管の在り方の刷新が必要に思う。(整理が必要) 次年度以降、適宜整理する。</p> <p>②業務支援委員会の現状報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会での意見について <p>動画配信サービスについて、東京会は検討・試行状態のため、神事協は独自で早々に実稼働を めざしたい。</p> | | | |

- ・名称が「会員サポートセンター」に決定された。

- ・進捗報告

サービス①協力事務所紹介サービス

→ 11月に各支部の意見聴取が完了し、整理したのち広報へ情報共有する。

→ 内容についてご意見があれば、長友副委員長へ連絡することとした。

整理に時間が掛かると思われる。

現段階での情報として、委員長よりホームページ作成会社へ情報提供することとした。

サービス④講習会の開催情報、⑥支部スケジュール（年間スケジュール）

→ 各委員会予算より講習会情報を徴収し整理する。

→ 時間が掛かると思われる。

サービス⑦他土業の紹介サービス

→ 協定書案を作成し、総財務委員会へ検討依頼

→ 時間が掛かると思われる。

サービス⑫事業承継の支援サービス

→ 11/7 オンライン会議にて整理予定。

- ・広報情報委員会より提案

現状の会員サポートセンターの中身の進捗具合を鑑みると、今年度はHPの形だけ整え、中身は来年度以降適宜更新することを前提に、来年度予算を委託業者も含め調整する。

（検討内容等）

i) 日事連への事業実施報告について

（達成度については、5項目はなんとかかなりそうだが・・・）

→ 日事連への根回しが必要では。白井日事連副会長へ杉本委員から相談することとした。

ii) 会員への報告は、何かしら実施する。

iii) 各委員会の反応が良くないので、関わりづくりも必要。

(3) 今後のスケジュール

12月 仮UP（1月？）（※11月は無理）

2月本アップ（※1月は無理）

3. 議題

(1) 「会員サポートセンター」設立に向けて

- ・東京会は別組織化（ドメイン、収益も別）しているようだ。
神奈川会の考え方について、業務支援委員会へ確認することとした。

1) HP制作会社との契約について（見積書、注文書、参考工程表等の確認）

- ・ 前回から抜けた項目は、ホームページ移管サービス（5万円）とホスティングサービス（5,500円/月）であることを確認。
- ・ 工程について、デモサイト確認は、12月の理事会に間に合わせるようにすることとした。

以上の内容を確認。契約関係については、事務局にて対応することとした。

2) 設計図書保管サービスについて

①アンケート回答の確認および会員サポートセンターHP上での発信内容検討

<掲載案>

法令で定められた図面や構造計算書、監理報告書など、建築士事務所では15年間の保存を義務付けられています。

それ以外にも、契約や経営にかかる書類などもあり、事務所のスペースを圧迫することに。年々増え続ける書類やデータを外部保管できるサービスを紹介します。

※神事協では貴社の書類やデータを直接保管できません。
あくまでも保管できるサービスの紹介になります。

○図面保管（紙）

<ISS（株式会社アイ・エス・エス）が行っているサービス>

<https://www.iss-jpn.co.jp/management/>

- ・ 高セキュリティ環境下で大切な図面・書類を保管。
- ・ 保管満了期限後にリサイクル溶解処理が可能。
- ・ 最大A0まで、図面をスキャニング。クラウド上に保存可能。

※契約は直接行っていただくため、神事協には一切の責任は生じません。

○データ保管

<OneDrive>

<https://www.microsoft.com/ja-jp/office/homeuse/onedrive-about>

<GoogleDrive>

<https://www.google.com/intl/ja/drive/>

<DropBox>

<https://www.dropbox.com/>

各社とも、無料から一定の容量以上で有料になります。

その他にオンラインストレージサービスはありますが、神事協会員が多く利用しているサービスを紹介しています。

※契約は直接行っていただくため、神事協には一切の責任は生じません。

- ・ 東京会が利用している、ISS（株式会社アイ・エス・エス）が行っている図面保管（紙）サービスを参考に追加。法定の保管期間は、契約内容で担保している。

- ・ 回答率、利用率ともに低い状況。そのような状況のため、不要ではと思うので、次回の業務支援委員会へ資料提出し、差戻しも含めて検討頂くよう依頼することとした。

(ご意見等)

- ・ 個人事務所で、後継者もない場合の対応（死亡してしまった場合、業務が出来なくなってしまう場合など）として、図書の保存（15年）を協会できなにかとの意見があったことから検討頂いている内容だと思われる。
→ 神事協として業務にするのは、費用、責任等の問題もあり、難しいと思われるため、現状の内容となった。

3) ホームページ開設支援サービスについて

①アンケート回答の確認および会員サポートセンターHP上での発信内容検討

<掲載案 ※現状>

ホームページを開設したいけど、

- ・開設が必要か？
- ・どうやって作るか？
- ・コストは？

そんな疑問を少しでも解消し、業務支援の橋渡しに役立ってほしいと思います。

○ホームページ（HP）開設には、事前にいくつかの検討が必要です。

1) 目的

何のために HP を開設するのか

2) 自作か外注か

外注のほうが費用は掛かりますが、自作の場合は自身の労力がかかります。

3) 費用

目的に対し、初期費用と維持費用について検討する必要があります。

○自作で HP を開設するには？

自作で HP を開設している神事協の会員は、多くの方が WordPress、Jimdo を利用しています。

- ・ WordPress

<https://ja.wordpress.org/>

- ・ jimdo

<https://www.jimdo.com/jp/>

無料コンテンツから初め、必要に応じて有料にステップアップになります。（無料版のみでも可能です。）

○外注で HP を開設するには？

目的と費用を検討してください。

どこに頼めば良いか分からない場合、何社か見積もりを取ると良いでしょう。

例えばですが、理想の設計事務所の HP を探し、その HP を作成した場合の見積りを依頼してください。

以下、神事協の会員のアンケート回答を掲載しますので、ご参照ください。

ホームページ（HP）の開設をご検討されている方へ、会員のアンケート結果を参考に、開設に向けた資料を提供します。

アンケートは2023年に行ったデータに依っています。

1) みんな自社の HP を開設してるの？

現在、貴設計事務所のホームページ（HP）は開設済みですか。

| | |
|----------------------|----|
| ①ホームページ（HP）は開設済みである。 | 45 |
| ②ホームページ（HP）は開設していない。 | 50 |

2023年度現在、約半数の設計事務所が自社 HP を持っています。

2) 何のために HP を持っているの？

HP を開設している目的は何ですか。（複数回答可）

| | |
|-------------------------|----|
| ①新規顧客の開拓 | 27 |
| ②設計事務所の信頼感向上 | 36 |
| ③事務所情報や作品集等、web 版の事務所案内 | 26 |
| ④情報発信 | 22 |
| ⑤人材募集 | 14 |
| ⑥その他 | 0 |

各事務所、様々な用途で活用をされています。

3) HP は自作?外注?

HP の作成方法を教えてください。

| | |
|----------------|----|
| ①自作 | 22 |
| ②外注 (HP 制作会社等) | 28 |

半数以上は外注ですが、自作の事務所も多くいます。

4) HP の費用はどれくらいかかるの?

※神事協アンケート 2023

HP 開設 (自作) に要した、開設初期費用を教えてください。

| | |
|------------------------------------------------------------|---|
| 2 万円程度 (BIND) | 1 |
| 約 100,000 円 (人工) (CMS) | 1 |
| 0 円 (Drem weaver) | 1 |
| 0 円 (Google サイト) | 1 |
| 業務の合間、週末のみの作成で 3 ヶ月程度。 費用換算では 40 万程度ではないでしょうか。(HTML 編集) | 1 |
| 時間換算になりますが、20~30 万程度だと思います。(HTML 編集) | 1 |
| 0 円 (Jimdo) | 2 |
| 数万円 (Jimdo) | 1 |
| 1 万円 (Jimdo) | 1 |
| 0 円 (JUGEM) | 1 |
| 6 万円 (STUDIO) | 1 |
| 0 円 (WordPress) | 2 |
| 約 1 万円 (WordPress) | 1 |
| 約 2 万円 (WordPress) | 1 |
| 1 5 万円 (WordPress) | 1 |
| 約 20 万円 (WordPress) | 1 |
| 50 万 (WordPress) | 1 |
| 初期費用は 20 年前ですが、約 15 万円 (ホームページビルダー) | 1 |
| 0 円 (汎用ソフト) | 1 |
| 不明 | 1 |

HP 開設 (外注) に要した、開設初期費用を教えてください。

| | |
|----------|---|
| 0 円 | 1 |
| 5 万円 | 1 |
| 約 10 万円 | 4 |
| 1 5 万円 | 2 |
| 1 6 万円 | 1 |
| 約 20 万円 | 4 |
| 約 30 万円 | 2 |
| 約 40 万円 | 1 |
| 約 50 万円 | 2 |
| 約 60 万円 | 2 |
| 約 100 万円 | 3 |
| 約 120 万円 | 1 |
| 約 300 万円 | 1 |
| 不明・わからない | 3 |

HP の維持費 (自作) について教えてください。

| | |
|------------------|---|
| 1 万円/年 程度 (BIND) | 1 |
|------------------|---|

| | |
|----------------------------------------------------------------------|---|
| 約 25,000 円/年 (CMS) | 1 |
| 3 万円/年 (Dremweaver) | 1 |
| Google Workspace のサブスクリプション費用 35,904 円/年 (2,992 円/月) (Google サイト) | 1 |
| 2 週に 1 回のペースで更新するとし、50 万程度/年ではないでしょうか。 (HTML 編集) | 1 |
| 時間換算で年間 30 万程度 (HTML 編集) | 1 |
| 13,200 円/年 (¥1100/月プロバイダーのサービス料金) (Jimdo) | 1 |
| 1 万円 (Jimdo) | 1 |
| 2 万円程度 (Jimdo) | 1 |
| 6,000 円/年 (月 500 円) (Jimdo) | 1 |
| 0 円 (JUGEM) | 1 |
| 6 万円・税別/年 (STUDIO) | 1 |
| 0 円 (WordPress) | 1 |
| 12,000 円/年 (WordPress) | 1 |
| 約 1 万円 (WordPress) | 1 |
| 約 1.5 万円 (WordPress) | 1 |
| 約 2 万円 (WordPress) | 2 |
| 20 万円 (WordPress) | 1 |
| 0 円サイトは維持費は特にありません。(ホームページビルダー) | 1 |
| 0 円 (汎用ソフト) | 1 |
| 不明 | 1 |

HP の維持費 (外注) について教えてください。

| | |
|-----------------------------------|---|
| 0 円 | 4 |
| 約 1 万円 | 5 |
| HP 単独では 0 円その他ドメイン、サーバー代で約 1.5 万円 | 1 |
| 約 2 万円 | 1 |
| 約 3 万円 | 1 |
| 約 3.5 万円 | 1 |
| 約 5 万円 | 2 |
| 約 6 万円・サーバー管理料等約 6 万円/年、メンテナンス料なし | 2 |
| 約 7 万円 | 1 |
| 約 7.5 万円 | 1 |
| 約 10 万円 | 1 |
| 約 12 万円 | 1 |
| 約 15 万円 | 1 |
| 約 36 万円 | 1 |
| 約 30～50 万円 | 1 |
| サーバー利用料のみ、金額は調査中 | 1 |
| わからない・更新していない | 3 |

アンケートの回答がバラけてしまいましたが、概ね以下の費用が掛かっているようです。

HP 開設費用 (自作) : 0～2 万円 (ソフトによっては 6 万円～50 万円)、自身に要した作業量は 20～40 万円。

HP 開設費用 (外注) : 概ね 10～100 万円。

HP 維持費用 (自作) : 0～2 万円/年 (最大 20 万円/年)、自身に要する作業量は 20～40 万円/年。

HP 維持費用 (外注) : 概ね 0～1 万円、最大で 50 万円/年掛かっているケースもあるようです。

- ・選択肢として、「自作する」か「プロに頼む」かの 2 パターンの紹介となる。そのため、「このようなサービスがある」のみの紹介となってしまう。

(ご意見等)

- ・名称を検討した方が良いのでは。
- ・指針的なものは必要では。
- ・以前より要望しているが、ホームページの作成方法に関する研修会の実施が出来ないか。
→ ホームページの作成方法に関する講習情報も掲載してはどうか。
- ・東京会では、民間の3社を掲載しているが、理由が知りたい。
- ・ホームページ作成会社を賛助会員に入会して頂いたらどうか。(紹介し易いのでは)
→ 会報誌も以前は賛助会員から広告費を頂き、作成していた経緯もあるので、賛助会員に入ってもらっても良いのでは。(今回見積提出頂いた、ADS、メディアプライムスタイルへ声掛けしては)
- ・賛助会員であれば、バナーの利用も可能では。
- ・業界からの情報も入れては。ホームページ作成会社へ相談してみてもは。
→ 偏った情報等で無ければ良い。
→ 業務支援委員会へ相談することとした。

4) その他

- ・次回、「会員サポートセンター」の紙チラシ作成についても議題とする。

(2) 神事協 SNS 対応の検討

- ・前回の意見整理

神事協としては SNS ポリシー等のルールを整理する。

SNS 自体は各委員会等、運営したい団体が独自に進め、その運営状況については広報情報委員会にて適宜(事後)確認を行う

① SNS ガイドライン案の作成について(熊澤委員作成資料の説明と確認)

- ・関係協会等を調査したが、ガイドラインはほぼ無い状況。
日本棋院(囲碁)の「SNS 活用ガイドライン」と「京都市ソーシャルメディアガイドライン」は非常によくまとまっているので、参考となる。
- ・「私的利用」について触れておくことが大切。
業務関連と私的利用との区別をはっきりするように促していることが、最大のリスクヘッジと感ずる。ただし、我々の業務的にどこまでが業務でどこまでが私的なものか(特に自営の場合)の区分が難しいように思われる。
- ・ソーシャルメディアの種類を示し、定義する。
- ・問題が起きた時の対応として、本会会長(責任者)が謝罪することが大切。

<ガイドライン(案)>

昨今、SNS は広報・公聴活動の有力なツールになっている一方、配慮の欠ける発信により炎上して社会問題になることが頻発している。一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会(以下「当協会」という。)において、SNS を積極的に活用するため「SNS 活用ガイドライン」を作成して、当協会および当協会の役職員等の規範とする。

公式 SNS 一覧

1. 策定の背景と目的

当協会においては、ブログ、ツイッター、Facebook、インスタグラムを立ち上げるなど、ソーシャルメディアを活用した情報発信を行っている。今後は、さらに当協会および当協会の役職員等による活用事例が一層増えることが想定される。

また、プライベートにおいても、ソーシャルメディアを活用する当協会の役職員等が増加し、スマ

ートフォンの普及と相まって、場所と時間を問わない気軽な情報の受発信が行われている。しかし、当協会の一員として知り得た情報を発信したり、他の利用者とトラブルを引き起こしたりといった不測の事態も想定される。

このような状況を踏まえ、当協会および当協会の役職員等が業務またはプライベートでソーシャルメディアを利用する際の指針として、本活用ガイドラインを策定する。

2. ソーシャルメディアの定義

このガイドラインにおけるソーシャルメディアとは Facebook、ツイッター、インスタグラム、ブログに代表される、インターネットなどを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやり取りする伝達手段を指す。

3. ソーシャルメディアの特性

〈匿名性の低さと実名の運用〉

ソーシャルメディアは、匿名による運用を行っていても、過去の投稿内容や交流相手などから比較的容易に投稿者を特定することができるので、高い自律意識を持って情報発信と交流を行わなければならない。

特に実名でのアカウントは、当協会の一員として、社会的な常識やマナーをわきまえた言動を心がける。

〈ネットワークと情報拡散スピードの速さ〉

ソーシャルメディアは、インターネットの即時性と相まって情報（特にネガティブ情報）の拡散スピードが非常に速いことに注意が必要である。また、ソーシャルメディア上での話題は、インターネットのニュースメディア、テレビのマスメディアでも取り上げられる。

〈事前チェック機能の有無〉

ソーシャルメディアとマスメディアの大きな違いは「事前チェック機能の有無」である。新聞やテレビなどでは、誤字や表現について他者のチェックが入るが、ソーシャルメディアにはこうした他者のチェックは入らない。事実誤認に限らず、ルール違反も存在してしまう可能性がある。

〈半永久的に保存されるデータ〉

ネット上に公開され、一度拡散してしまった情報は、たとえ削除したとしても、転送、コピーされることでいつまでもネット上に残り続ける。

4. 業務編

〈適用範囲〉

この指針は、当協会の広報・公聴活動として、業務のために当協会の公式アカウントによりソーシャルメディアを利用する場合に適用する。また、インターネットを利用して当協会名義で情報受発信を行う役職員及び委託業務受託者等に適用する。

〈遵守事項〉

(1) 運営主体・運営ポリシー

公式アカウント作成時は、担当者と管理者を定め、事前にアカウントの目的、投稿内容、表現の硬軟度合い、決裁の要・不要などを確認し、プロフィール欄などで運営主体と目的を明らかにする。

(2) 情報発信

公式アカウントにおける情報発信では、当協会としての自覚と責任を持ち、社会的な常識やマナーをわきまえた言動を心がける。

(3) コメントへの対応

ソーシャルメディア上での議論に耳を傾け、真摯に受け止める。コメントへの対応については、細心の注意を払う。

また、情報発信を行う場合は、プロフィール欄などにその旨を記載する。

(4) 法令・規定・守秘義務の遵守

当協会の規則および職員等のサービスや情報の取り扱いに関する規定などを遵守する。

また、個人が特定できる写真や映像、文章などを投稿する場合は事前に本人や所属団体、企業などに了解を得るなど、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権などに十分留意する。

(5) 情報共有

業務に直接関わりがなくても、当協会に関する重要な記述をソーシャルメディア上で見つけた場合は、所属長に速やかに連絡する。

(6) なりすまし・乗っ取りへの対応

公式アカウントに心当たりのない情報が掲載された場合は、情報の内容を確認し、速やかに所属長に連絡する。

なりすまし・乗っ取りによる被害を最小限に抑えるため、管理するアカウントについては日ごろからこまめにチェックをする。

5. プライベート編

〈適用範囲〉

この指針は、当協会に所属する者（役職員等）が、個人の立場でソーシャルメディアを利用する場合に適用される。

〈遵守事項〉

(1) 当協会役職員等としての発言

ソーシャルメディア上で自身の職務内容や、当協会に関する意見や見解を公開する場合は、身元を明らかにし、免責文をプロフィール欄などに明記する。

(2) 誠実な対応

ソーシャルメディアの利用に当たっては、個人の発言の自由、思想の自由を尊重するが、情報を発信する場合には、当協会の会員としての自覚と責任を持った言動を心掛ける。

意図せずして自らが発信した情報により誤解を生じさせたり、他者を傷つけたりした場合には、その事実を率直に認めて早急に訂正するなど、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努める。

(3) 法令・規定・守秘義務の遵守

役職員等のサービスや情報の取り扱いに関する規定などを遵守する。

また、個人が特定できる写真や映像、文章などを投稿する場合は事前に本人や所属団体、企業などに了解を得るなど、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権などに十分留意する。

(4) 業務時間中の利用はしない

役職員等には職務に専念する義務が課されているので、業務として利用する場合を除き、就業時間中の私的な利用は厳に慎む。

(5) 関係の強要はしない

Facebook や LINE 等、個人を特定することができるソーシャルメディアにおいては、仕事とプライベートとのけじめをしっかりとつけ、相手との距離感を正しく認識する。特に職場の上司や同僚であることを理由に、「友達」になることや返信・コメントを強要することなどは、パワーハラスメントに当たるため行わない。

6. 禁止事項（日本赤十字社におけるソーシャルメディア利用のガイドラインから引用）

当協会役職員等は、ソーシャルメディアの公式アカウントの利用及び私的利用にあたっては、以下の行為を含む投稿は行いません。

- ・当協会（委託業務受託者を含む。以下同じ。）、他の利用者又は第三者の、肖像権、著作権又は知的財産権の侵害行為。
- ・当協会、他の利用者又は第三者の信用、財産またはプライバシー等の侵害行為。
- ・当協会、他の利用者又は第三者への、名誉棄損行為または誹謗中傷行為。
- ・メールアドレス、住所、電話番号、肖像、日常の行動、その他のプライベート情報等の個人情報を、本人及び関係者の事前の承諾なく、他の利用者や第三者に送付、伝達、開示、複写又は書き込みをする行為。
- ・他の利用者・第三者の著作物を、本人及び関係者の事前の承諾なく、他の利用者や第三者に送付、開示、複写、書き込みをする行為。
- ・名誉毀損行為、差別行為、脅迫行為、風説の流布又は猥褻行為（不特定・多数の者を対象とする場合も含む。）。
- ・他人の氏名やアカウント又はアドレスを使ったコンピュータへの侵入行為。
- ・当協会の運営を妨げる行為、当協会の社会的信頼を毀損する行為又は他の利用者もしくは当協会不利益を与える行為。
- ・公序良俗に反するものや犯罪行為又はそれらと関連が認められる行為。
- ・法令違反行為又はそれらと関連が認められる行為。
- ・猥褻な映像・音声・図柄・文字等の情報を提供する行為

7. 当該ガイドラインの変更（日本赤十字社におけるソーシャルメディア利用のガイドラインから引用）

当該ガイドラインは必要に応じて、利用者への予告なく、内容を変更できるものとします。

よくあるご質問

お問い合わせ

②SNS ポリシー案の作成について（熊澤委員作成資料の説明と確認）

- ・何かしら作成する必要がある。
- ・関係協会等を調査したが、ポリシーはほぼ無い状況。行政は、各部門ごとにある。
- ・一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンターの「法人における SNS 利用に伴うリスクと対策」は非常によくまとまっている。
- ・必ず問題は起こるという前提で臨む必要があるそう
問題の起きた時に事務所協会が組織として謝罪できるのか？協会のトップが謝罪できるか？がポイントになるように思われる。

※ 投稿者には研修のような形で上記資料を一読してもらうのがよさそう。

- ・行政機関は各部門ごとに SNS を運用していることが多いため、これにならうことが筋が良いように思われた。神事協（本会）としての SNS を持つかどうかは別の話として、SNS を運用したい各委員会で SNS を持ち、各委員会の名で各ポリシーを提示し、SNS を運用してもらう方法が現実的ではないかと思う。
ソフトバンクや NEC のようにソーシャルメディアポリシーと社の行動規範と連携させている例もあった。

<ポリシー（案）>

SNS 運用ポリシー

（注）以下は「一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会」に関するものであり、当サイトにリンクされている他のサイトについては適用されません。

1. 目的

本ポリシーは、一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会（以下「当協会」という。）の SNS アカウント（以下「当アカウント」という。）の運用方針について定めるものです。

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 Twitter
(@*****、 https://twitter.com/*****)

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 広報情報委員会 Twitter
(@*****、 https://twitter.com/*****)

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 Facebook
(*****、 https://www.facebook.com/*****)

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 広報情報委員会 Facebook
(*****、 https://www.facebook.com/*****)

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 LINE
(*****)

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 動画ポータル You Tube
(https://www.youtube.com/use/*****)

2. 基本方針

当アカウントは、当協会が主催・支援するイベントや普及啓発活動、当協会における取組及びその成果、その他の目的を達成するため色々な活動等について情報発信することを通じ、閲覧者に当協会に関する理解を深めていただくことを目的とします。また、当アカウントは、原則として利用者投稿への返信等を行いません。

なお、当アカウントでは、個別の情報提供や相談の受け付けを行いません。

3. 運用方法

当アカウントは、当協会および当協会の役職員が以下のとおり運用します。

（1）発信情報

次の情報を発信します。

当協会が主催・支援するイベントや普及啓発活動に関する情報

当協会が実施又は関連する各種施策等の取組

当協会の活動に係る会議や講習会等の開催情報等の情報

当協会の活動に係るイベントに関する情報

一般の方や当協会の会員である建築士事務所（神事協会員）に対して広く周知するべきと考えられる関連情報

その他建築に関連する一般の方に身近な情報、ニーズの高い情報及び周知する必要のある情報

当協会在籍者の発言、執筆記事、及び活動に関する紹介記事（当協会の役職員の日常における経験

や感想等。当協会としての公式見解、方針等を述べるものではありません。）
建築関連の識者による寄稿等

(2) フォロー及び引用・再送信等

国、地方公共団体及び公共性の高い機関・団体のアカウント及び Web サイト、並びに建築に関し一般の方や神事協会員に情報提供を行うために有用性が高いと思われるアカウント及び Web サイトについては、フォロー及びその発信する情報の引用・再送信等をする場合があります。

4. 免責事項

当アカウントの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、当協会は利用者が当アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。

当協会は、利用者により投稿された当アカウントに対する、返信、引用・再送信、コメント等につきまして一切責任を負いません。

当協会は、当アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。

当協会は、当アカウントについて、予告のない運用中止、投稿等の削除、当アカウント自体の削除を行う場合があります。あらかじめご了承ください。

また、上記措置に対して、当協会及び当協会の役職員はそれらに関するいかなる責任も負うものではありません。

5. 利用者による書き込みの削除等

以下の各項のいずれかに該当する場合、予告なく投稿の削除またはアカウントのブロック等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

法令等に違反する内容、又は違反や助長をするおそれがあるもの

特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの

政治、宗教活動を目的とするもの

著作権、商標権、肖像権等、当協会又は第三者の知的所有権を侵害するもの

広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの

公の秩序又は善良の風俗に反するもの

虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの

本人の承諾なく個人情報等を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの

他のユーザー、第三者等になりすますもの

意見表明無く、当ページの閲覧者を他の Web サイト等に誘導することを目的とするもの

有害なプログラムへの誘導をするもの

同一のユーザーにより繰り返し投稿される、同一内容のコメントや似通ったコメント

当協会の発信する内容の一部又は全部を改変するもの

当協会の発信する内容に関係ないもの

利用するサービスの規約に違反するもの

その他、当協会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

6. 著作権について（東京都生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課男性の家事・育児参画に向けた気運醸成事業「パパズ・スタイル」Facebook アカウント運用ポリシーから引用）

当アカウントで掲載している全ての情報（以下「コンテンツ」といいます。）の著作権は、当協会又は正当な権利を有する者に帰属します。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。なお、コンテンツを利用するに当たっては、本ポリシーに同意したものとみなします。

7. 準拠法と合意管轄について

本ポリシーは、日本法に基づいて解釈されます。

本ポリシーによるコンテンツの利用及び本ポリシーに関する紛争については、当該紛争に係るコンテンツ又は本ポリシーを公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

8. 運用方針の周知・変更等

本ポリシーの内容は当協会 web サイトに掲載します。また、本ポリシーは必要に応じて事前に告知なく変更することがあります。

(ご意見等)

- ・ソーシャルメディアとSNSの違いは。
 - ツイッター、Facebook など（個人と個人のつながり）。言葉の定義は必要
 - 神事協として定義をし、各部門ごとにポリシーを作成する。
 - 共通のものと、「ガイドライン」「ポリシー」はそれぞれ作成する方が良い。
- ・利用する場合は、申込書、利用申請書を作成頂いては。
- ・本会としてはSNSは作りたくない。

- ・次回理事会で進捗報告し、整理していくこととした。

②アーカイブ配信について（情報共有として）

- ・日事連への有料動画配信システムの導入についての依頼経緯（参考）

(3) その他

①日事連BIMコンペの実施について（2024年度実施予定）

- ・ホームページ作成費用

②会報「KANAGAWA」3月号への記事依頼

- ・業務支援委員会と広報情報委員会へ「会員サポートセンター」の記事掲載（2ページ）を依頼予定。
締切：1月中旬

今後の予定 HP制作対応

次回の委員会日程について

令和5年11月21日（火）10:00～12:00 WEB会議